第2次甲賀市小中学校再編計画 (基本計画)

~甲賀市がめざす 学校教育の実現に向けて~

> 令和 7 年(2025年) 9 月 甲 賀 市 教 育 委 員 会

目次		
はじ	めに	. 1
【本	編】	
第 1 5	章 計画の基本事項	
1.	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
	計画策定の趣旨	
3.	計画の位置づけ	. 2
4.	計画の期間	. 3
第2章	章 甲賀市の教育をめぐる現状とめざす学校教育	
1.	教育目標「ともに学び ともに育ち ともに生きる」の実現	. 4
	子どもの育ちをめぐる環境の変化と対応	
3.	子どもたちを取り巻くこれからの社会の状況	. 5
4.	望ましい教育環境	. 6
	甲賀市がめざす学校教育の実現に向けて	
第3章	章 再編計画の基本的な考え方と進め方	
1.	基本的な考え方	. 8
	(1) 再編計画に基づく取り組み	
	(2) 再編計画の観点	. 8
2.	再編の進め方と配慮すべきこと	
	(1) 再編計画の進め方	
	(2) 学校再編準備組織の設置	. 9
	(3) 子どもたちのために	. 9
	(4) 学校施設のあり方	. 9
第4章	章 小学校・中学校の再編計画の推進	
1.	望ましい小学校・中学校の実現に向けて考慮すべきこと	11
	(1) 地域に根ざした小・中学校区	11
	(2) きわめて小規模の学校への対応	11
	(3) 大規模校、小規模校への対応	11
	(4) 特認校制度への対応	12
	(5) 安全な通学手段の確保	12
	(6) 学校規模	12
	(7) 特別な教育的支援が必要な児童生徒への対応	13
2.	学校再編の方向性	13
	(1) 水口中学校区	13
	(2) 城山中学校区	13
	(3) 土山中学校区	
	(4) 甲賀中学校区	
	(5) 甲南中学校区	14
	(-)	

【資料編】

1	甲賀市の小中学校をめぐる状況	
	(1) 少子化の進行と教育環境の地域格差	15
	①小学校児童数の推移	15
	②小学校・中学校の現状	16
	③特認校制度の状況	
2	各中学校区における児童生徒数の現状と推移	
	(1) 水口中学校区	18
	(2) 城山中学校区	
	(3) 土山中学校区	
	(4) 甲賀中学校区	
	(5) 甲南中学校区	
	(6) 信楽中学校区	
3	財政状況等関連資料	
	(1) 学校施設維持管理経費	24
	小学校維持管理費及び人件費(令和5年度概算額)	
	(2) スクールバス運行経費(概算)	24
4	その他関連資料	
	(1)各地域再編検討協議会 報告書概要一覧	25
	(2) 甲賀市の学校再編事例	26
	(3) 甲賀市小中学校教育のあり方審議会からの提言	27
	市立小中学校におけるより良い教育環境について(令和3、4年度提言書)	
	(4) 甲賀市学校再編審議会からの答申	38

はじめに

甲賀市は、本市総合計画の未来像である「あい甲賀 いつもの暮らしに"しあわせ"を感じるまち」の実現に向け、「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」ことを教育方針とし、「ともに学び、ともに育ち、ともに生きる」、「豊かな心と健やかな体を育む」、「郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる」という3つの教育目標を掲げ、教育施策を推進しています。

近年、学校教育を取り巻く環境は多様化・複雑化し、家族形態や就労形態の変化、価値観の 多様化、国際化、ICT化などとともに、少子化からくる児童生徒数の減少による学校の小規 模化が教育現場に影響を与えており、令和7年3月現在、学校教育法施行規則で定める学校 規模の標準(12~18学級)に満たない学校の割合が、全国で小学校が約4割、中学校が約 5割であることに対し、甲賀市の小中学校においては、約7割と高い水準となっています。

児童生徒数の少ない小規模校では、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細やかな指導が行いやすいことや、異年齢の学習活動を行いやすく、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができるといった良さがある反面、集団学習の実施に制約が生じ、人間関係の固定化や、多様な考え方に触れるなど集団の中で切磋琢磨する機会が少なくなるといった課題も指摘されています。

そのような中、教育委員会では、子どもたちにより良い保育・教育環境の提供を目指し、平成27年3月に「甲賀市幼保・小中学校再編計画(基本計画)」(以下、『学校再編計画』という。)を策定し、保護者や地域の方々が様々な思いを抱えながら慎重に学校再編に関する協議を重ねていただいた結果、学校再編計画策定時に23校あった小学校は21校となりました。

令和3年度及び令和4年度には、「甲賀市小中学校教育のあり方審議会」において、甲賀市の子どもたちにとってより良い教育環境の望ましいあり方について提言を、また、令和6年度には、「甲賀市学校再編審議会」において、学校規模による再編ではなく、甲賀市がめざす学校教育の実現のための再編をすべきであるとの答申をそれぞれいただきました。

今後においても、児童生徒数の減少や教職員不足など、子どもたちを取り巻く環境が変化していく中、将来にわたって子どもたちに質の高い教育環境を提供するため、これまでの取り組みを踏まえ、甲賀市がめざす学校教育の実現に向け、小学校並びに中学校を対象とした「第2次甲賀市小中学校再編計画」を策定します。

令和7年(2025年)9月

甲賀市教育委員会

第1章 計画の基本事項

1. 計画の背景

甲賀市幼保・小中学校再編計画は、今後の児童生徒数の推移や地域性等も考慮し、子どもたちにより良い保育・教育環境を提供するため、平成27年度から10年を目途に、地域状況を見極め市内の小学校23校を12校に、中学校6校については現状維持とする計画として平成27年に策定しました。

計画策定後は、平成28年度から令和2年度にかけて、小学校の再編対象となる15 地域において、保護者や地域住民代表等で構成される再編検討協議会を組織し、再編の 是非を含めた協議をいただき、2つの小学校の再編(統合)を実施しました。

しかし、多くの再編検討協議会では、小学校の存続が望ましいと判断され、学校再編は大きく進展はせず、現在は、小学校21校、中学校6校となっています。

この状況を受け、教育委員会では、協議結果に込められた思いを大切にしつつも、子どもたちにより良い教育環境を提供する取り組みを推進するため、令和3年度に「甲賀市小中学校教育のあり方審議会」を設置し、2か年にわたり最適な教育環境についての考え方や具体的な方策について審議していただきました。

今回の計画策定は、甲賀市小中学校教育のあり方審議会からの提言や甲賀市学校再編審議会の答申などを踏まえ、また、令和12年度以降において、小学校から順次実施が見込まれる「新しい学習指導要領」に対応した甲賀市がめざす学校教育の実現に向け、子どもたちを取り巻くこれからの社会の状況を見据えた適正な学校環境を整備するための取り組みの方向性を示した基本計画として策定します。

2. 計画策定の趣旨

児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化により、子どもたちを取り巻く教育環境が大きく変化していくことは、子どもたちの学習環境にとって大きな課題であり、その解決に向け、市の教育方針や教育目標に沿い、小学校並びに中学校を対象とした第2次甲賀市小中学校再編計画(以下、「再編計画」という。)を策定します。

なお、再編計画の策定とその推進にあっては、それぞれの小中学校で引き継がれてきた歴史や伝統のみならず、効果的で特色のある学校教育を包摂した教育活動となるよう 努めます。

3. 計画の位置づけ

再編計画は、市の最上位計画である第2次甲賀市総合計画・第3期基本計画に掲げる 未来像等を実現するための分野別計画として位置づけ、甲賀市教育大綱、第4期甲賀市 教育振興基本計画、甲賀市公共施設等総合管理計画との整合を図ります。

4. 計画の期間

計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和16年度(2034年度)までの10年間とします。なお、計画期間の中間年度にあたる令和11年度(2029年度)には、計画の見直しを行います。ただし、児童数の推移などにより、早期に計画の見直しが必要な場合は、中間年度までの間に見直しを行います。

第2章 甲賀市の教育をめぐる現状とめざす学校教育

1. 教育目標「ともに学び ともに育ち ともに生きる」の実現

本市は、未来像である「あい甲賀 いつもの暮らしに"しあわせ"を感じるまち」を具現化するため、甲賀市教育大綱において「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」ことを教育方針とし、以下の3つの教育目標を掲げて教育施策を総合的に推進しています。

- 教育目標1「ともに学び ともに育ち ともに生きる」
- 教育目標2「豊かな心と健やかな体を育む」
- 教育目標3「郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる」

次代を生き抜く力を磨き、身につけるために子どもたちが集う学校は、「自立・協働・創造」の3つの理念の実現をめざし、人とのかかわり合いの中で学び、ともに成長していくことができる場でなければなりません。

そのために学校は、多様な考えをもつ友だちと切磋琢磨しながら学びを広げ、深め、教員や友だちとのかかわりをとおして、円滑な人間関係を構築する力を磨き、そのスキルを習得するとともに、互いに協力し合う集団や学級・グループづくりやその良さについて学ぶことができる環境が必要です。

また、現在国で行われている新しい学習指導要領の検討において、これからの学校は、主体的・対話的で深い学びを進め、多様性を包摂し可能性を開花させる教育、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、新たな学びにふさわしい教師の指導、地域、社会と連携・協働しながら未来の創り手を育成する教育等が実現できる魅力ある学校、子どもたちが行きたくなる学校を創造することが重要とされています。

2. 子どもの育ちをめぐる環境の変化と対応

- (1) この10年でのさまざまな変容
- ①ICT教育の推進

コンピュータやタブレットを用いた授業が増え、ICT(情報通信技術)を活用した 学びが進んでいます。プログラミング教育も導入され、デジタルリテラシーの向上が 図られています。

②主体的・対話的で深い学びの実現

主体的・対話的で深い学びの視点に立った学習支援を行い、グループワークやディスカッションを通じて、考える力や問題解決能力が育成されています。

③キャリア教育の強化

自分の将来の職業や進路について考える機会が増え、職業体験や企業との連携が重 視されています。

④多様性の尊重

さまざまなバックグラウンドを持つ児童生徒が共に学ぶ環境が整備され、特別支援 教育や外国人児童生徒への支援の充実、多文化共生教育が進められています。互いの 違いを理解し、尊重する姿勢が育まれています。

⑤メンタルヘルスの重視

児童生徒の心の健康に対する関心が高まり、SC(スクールカウンセラー)が配置され、ストレスや不安に対処するための支援が行われています。

(2) 近年の教育現場に求められる対応

- ①子どもの多様化への対応(支援が必要な児童生徒、外国人、不登校児童生徒の増加)
- ②児童生徒の学習意欲向上への対応
- ③学習場面において、加速度的に進展する I C T 化への対応
- ④少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた対応
- ⑤学校及び教職員が担う業務範囲の拡大による負担増への対応
- ⑥教職員の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教員不足の深刻化への対応

3. 子どもたちを取り巻くこれからの社会の状況

文部科学省では、新しい学習指導要領の策定に向けた中央教育審議会への諮問(令和6年12月)の理由として、次の項目を示しています。

- ○不確実性の高まり(少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の 発展等)
 - ⇒子どもたちは、激しい変化が止まることがない時代を生きる
- ○労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換
 - ⇒自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- ○内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘
 - ⇒<u>多様な他者と、当事者意識を持った対話により、問題を発見・解決できる「持続可</u>能な社会の創り手」を育てる必要性
- ○テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく、多様な個人の思いを具現化するチャンスも 生み出す
 - ⇒<u>生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、すべての子どもが豊かな可</u> 能性を開花できるようにすることが不可欠

4. 望ましい教育環境

子どもたちがこれからの社会を生き抜くためには、「自立・協働・創造」の能力と態度 の涵養をめざして、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」の調和のとれた「たくましく 生きる力」を育成することがますます重要になっています。

そのためにも、今こそ、「ともに学び ともに育ち ともに生きる」という目標のもと、 異学年交流や地域交流など、多様な教育活動が展開できる学びの場と豊かな活動の機会 が提供できる学習環境を整えることで社会性を育み、教職員が協同して教育活動を行う ことにより、教育効果を高める環境が必要です。

学校規模としては、複数の学級編制が可能な学校が望ましい教育環境であると考えますが、少子化により今後も学校の小規模化が進行する中、子どもたちが「ともに生き ともに学び ともに育つ」ことのできる教育環境を実現するためには、学校の再編などにより、一定の人数の集団を確保することや、義務教育9年間を通して、系統的・継続的な学習指導及び生徒指導を行い、互いに切磋琢磨する機会が増える、集団での活動が充実する、多くの友だちとの交流が持てるなど、その成長時期にふさわしい教育環境に近づけることが必要と考えます。

なお、再編計画で言う「一定の人数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員 定数の標準に関する法律第三条の学級編制の標準において、二つの学年の児童生徒で編 制する学級(複式学級)とならない程度の人数(小学校16人、中学校8人)を超える児 童生徒が、1学年で確保できている状態であることとします。

5. 甲賀市がめざす学校教育の実現に向けて

甲賀市がめざす学校教育とは、「いきいき学び ぐんぐん伸びる 心やさしい 甲賀の子ども (わかる できる のびる つどう~学ぶ楽しさを実現するために~)」を育むための教育であり、学校教育の指針で示す5つの柱として推進しています。

学校教育指針の5つの柱

- 1. 学ぶ楽しさを実感し、確かな学力を育む教育の充実
- 2. 豊かな人間性や社会性を育む教育の充実
- 3. 健やかな心身とたくましい体力を育む教育の充実
- 4. 地域に開かれた特色ある学校づくりと小中連携・一貫教育の推進
- 5. 笑顔で児童生徒と向き合い、学び続ける教職員の育成

5つの柱の推進にあたっては、それぞれに重点的な目標を設定しつつ、取り組みを進めています。しかしながら、少子化による学校規模の小規模化により、取り組みに対する教育効果が現れにくい場合や、取り組みの実施が困難となることもあることから、学校再編により一定の人数の集団を確保することで、多様な考えに触れる機会を創出し、より高い教育効果を得ることができると考えます。

(1) 学校再編による効果 (実現可能な学校の姿)

①小中一貫教育の推進

- ・義務教育9年間の育ちを見据えて、一貫性のある教育カリキュラムによる系統的かつ継続的な小中一貫教育を基本とした取り組みを推進し、教職員全員がめざすべき15歳の子どもの姿を共有し、一丸となってその成長を支えることが可能です。
- ・小中学校の教職員の相互交流による子どもの「学力観」、「指導観」、「評価観」の共有を図ることで児童生徒の状態を把握し、授業改善の促進と学力向上が図れます。また、特別支援教育においても、小中学校の連携による9年間の連続性のある指導・支援が可能です。

②探究型系統的学習

これまで学校ごとに取り組んできた地域学を、生活科や総合的な学習の時間等のカリキュラムとして体系化し、小学校から中学校の9年間にわたって広く、探究していくことが可能となり、故郷に誇りを持つ子どもたちを育成します。

③たくましい個と豊かな集団の育成

ICT機器等を活用し、予測不可能な困難な時代を切り拓いて、たくましく挑戦していく子どもたち一人ひとりの育成には、個々の力の育成とともに、それぞれの良さを認め合い、強みを発揮しながら、個々がつながり、互いに補い合いながら課題を解決するチームの形成、集団の学びが重要となります。令和の日本型教育として、個別最適な学びと協働の学びとして示されるように、将来にわたって必要不可欠な資質を着実に育成できます。

④地域とともに育つ子どもと教職員

クラスの中の交流や、異学年交流、地域交流などを通して多くの人と交わり、子どもたちは社会性を育むとともに、教職員は地域との関わりを深めることで、より充実した教育活動が可能となります。また、多くの教職員が協同して、指導力の向上を目指すことで、高い教育効果を得ることができます。

第3章 再編計画の基本的な考え方と進め方

1. 基本的な考え方

本市の最上位計画である、「第2次甲賀市総合計画第3期基本計画(令和7年3月策定)」では、基本構想の未来像で示す「あいこうか いつもの暮らしに"しあわせ"を感じるまち」の実現に向けたプロジェクトの1つとして、こどもの確かな学力を育む教育環境の充実やこどもの居場所づくりなど、こどもの可能性を広げるための施策を展開する「こどもの可能性無限大プロジェクト」を掲げています。

また、本市が進めるべき教育の基本的な方向や重要施策などを示した「第4期甲賀市教育振興基本計画(令和7年3月策定)」では、教育施策の柱として「学校教育の充実」、「教育環境の充実」を掲げています。

再編計画は、こうした本市の基本的な行動計画をその基本に据えながら、次代を担う子どもたちにより良い教育を提供することを最優先として策定するものであり、子どもたちの「生き抜く力」を育む教育環境を着実に整備していくため、今後、保護者や地域の参画を得ながら取り組んでいきます。

(1) 再編計画に基づく取り組み

再編計画では、学校再編という手段を用いて一定の人数の集団を確保することで、甲賀市がめざす学校教育の実現を図り、その後に出現する確かな学力の保障をはじめとする「子どもたちの確かな育ち」につながるもの、すなわち、9年間の義務教育をとおして、

「いきいき学び ぐんぐん伸びる 心やさしい 甲賀の子ども」を育てることができる 教育環境の整備に取り組みます。

(2) 再編計画の観点

「集団のなかで子どもたちは、相互の学び合いを通して成長します。」この観点を基本とし、甲賀市小中学校教育のあり方審議会の提言、甲賀市学校再編審議会の答申を踏まえ、新しい学習指導要領の改訂を見据えた環境整備を実施するため、特に以下の観点で再編計画を策定しました。

- ① 学習者である子どもの学習環境の整備を最優先とする。
- ② 一定の人数の集団のもとで教育を行うため、きわめて小規模の小学校の再編を最優先として取り組む。
- ③ 学校再編に伴う保護者負担を可能な限り軽減する。

2. 再編の進め方と配慮すべきこと

(1) 再編計画の進め方

①基本計画

再編計画は、甲賀市がめざす学校教育を実現するためのより良い教育環境の整備について、その取り組みの方向性を示すものです。

再編計画をもとに保護者等への説明を行い、将来にわたる教育環境の整備について、保護者の皆様方のご理解をいただきながら再編を進めます。

②実施計画(再編校アクションプラン)

基本計画に基づき、再編を実施する学校における学校教育や環境整備を示す計画として、保護者等の意見を反映した実施計画(再編校アクションプラン)を策定します。

(2) 学校再編準備組織の設置

再編予定の学校区単位に、(仮称)学校再編準備委員会を組織し、実施計画に対する意 見聴取や新しい学校のスタートに向けた検討・調整事項の協議を進めることとします。

(3) 子どもたちのために

再編に伴い学校施設を整備する場合においては、新しい環境に出会う子どもたちにとって魅力ある学校としつつ、その心理面や学習・生活面に十分な配慮が必要となります。

再編前から、各種行事の合同実施や合同学習などをとおして、対象となる学校同士の 交流を行うなど、新しい人間関係づくりに積極的に取り組む必要があります。

また再編後において、安全安心で充実した教育環境を整えるための人員や、子どもの 心理的ケアを行う人員の配置などについて、国や県の制度を活用しながら、一定の間、 配置することも必要です。

(4) 学校施設のあり方

学校は教育を行う場のみならず、地域のスポーツや文化活動など生涯学習の場としての利用をはじめ地域防災拠点、コミュニティの核としての役割も果たしてきました。

また、学校そのものが、子どもたちをはじめ、保護者、地域、教職員と、その長い歴史の中でかかわってきた多くの人々との深い繋がりによって築きあげられてきた共有財産であるともいえます。

再編後の旧学校施設については、建物の性能や安全性、老朽度等を踏まえ、地域の意向を伺いながら、甲賀市公共施設等総合管理計画に定める方針に沿って、施設の方向性について総合的に検討されることになります。

『 学校再編 』 がめざすものは

『子どもたちの確かな育ち』にあります

■ 甲智市総合計画

甲賀市の将来像 あいこうか いつもの暮らしに"しあわせ"を感じるまち 『こどもの可能性無限大プロジェクト』

■甲賀市教育振興基本計画

甲賀市のめざす教育の姿

たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる

教育施策の柱:『学校教育の充実』、『教育環境の充実』

■学校教育がめざすもの

いきいき学び ぐんぐん伸びる 心やさしい 甲賀の子ども (わかる できる のびる つどう~学ぶ楽しさを実現するために~)

■ 教育が育む3つの姿

『自立』『協働』『創造』

■これからの社会の状況■

- 不確実性の高まり(少子高齢化、グローバル情勢 の混迷、デジタル技術の発展など)
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人 生モデルへの転換
- ▶ 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等に よる社会の分断の芽への指摘

<mark>- 数言思端∥□求められる対応</mark> 子どもの多様化への対応

- 児童生徒の学習意欲向上への対応
- 少子化による学校教育の維持に向けた対
- 学校教職員の業務増加への対応 教員不足の深刻化への対応

■ 学校教育指針の5つの柱

- 1. 学ぶ楽しさを実感し、確かな学力を 育む教育の充実
- 2. 豊かな人間性や社会性を育む教 育の充実
- 3. 健やかな心身とたくましい体力を 育む教育の充実
- 4. 地域に開かれた特色ある学校づく りと小中連携・一貫教育の推進
- 5. 笑顔で児童生徒と向き合い、学び 続ける教職員の育成



学校再編による効果 (実現可能な学校の姿)

- ① 小中一貫教育の推進による教員 間の子ども像の共有と成長支援
- ② 探究型系統的学習による故郷に 誇りを持つ子どもたちの育成
- ③ たくましい個と豊かな集団の育成
- 4 地域とともに育つ子どもと教職員 の協同による指導力向上

第4章 小学校・中学校の再編計画の推進

1. 望ましい小学校・中学校の実現に向けて考慮すべきこと

望ましい小学校・中学校の実現に向けためざす学校像

- 新しい時代に必要となる資質・能力を育成する多様な教育活動が展開できる規模を 持ち、子どもたちがお互いに切磋琢磨し、夢や目標に向かって挑戦が可能となる学校
- 子どもたちが、たくさんの友だちとの関わりの中で、高い志と互いを思いやる優し さを持って、学校生活をいきいきと過ごすことのできる学校
- 特別支援教育、不登校児童生徒、外国人児童生徒への対応を関係機関と連携しながら進め、すべての児童生徒にとって居心地がよい学校
- 15歳の子ども像を小中学校の全教職員が共有し、地域と連携・協力できる学校

(1)地域に根ざした小・中学校区

自治振興会は地域の中で顔の見える範囲、あるいは地域の課題が共有できる範囲として概ね小学校区をエリアとして設立され、地域の実情に応じ、地域で考え、地域で課題解決に向けた取り組みが行われています。また、学校と地域が連携・協力しながら子どもの成長を支える地域学校協働活動も展開されています。

学校運営協議会は各学校単位での設置となりますが、地域学校協働活動については、 まちづくりの観点から自治振興会単位での実施に向けて検討を進めます。

(2) きわめて小規模の学校への対応

きわめて小規模の小学校は、少人数によるきめ細やかな対応が可能であることや、学校行事などで、児童生徒の活躍できる機会が増えるなどの特性がありますが、一方では、人間関係が固定化したり、多様な価値観に触れる機会や多様な活動が限定されたり、切磋琢磨できる機会が少なくなるなどの課題もあります。これらの課題解決、また小中一貫教育の円滑な実施に向けた環境づくりとして、学校再編を最優先に進めます。

(3) 大規模校、小規模校への対応

今後も児童生徒数の減少が予想されるため、大規模校について、分離は行わないものとします。また、小規模校については、小中一貫教育の円滑な実施に向けた環境づくりのため、近隣のきわめて小規模の学校及び小規模校との段階的な再編を視野に、児童生徒数の推移を見定めつつ順次検討します。

(4) 特認校制度への対応

特認校制度を導入している学校が再編となった場合、特認校制度は廃止となりますが、これまで行ってきた取り組みの評価を行い、再編後の学校や関係する教育機関において、各学校で展開されてきた少人数の良さを生かした特色ある教育活動や多様な学びを継承する等の取り組みを進めていきます。

(5) 安全な通学手段の確保

通学手段については、小学校は4km、中学校は6km以内であればそれぞれ徒歩・自転車での通学を基本とします。

ただし、地理的条件により徒歩・自転車での通学が困難な場合、また近距離通学者においても、登下校時に何らかの危険が生じると予想される地域は、児童生徒の公共交通機関の利用を認めることとし、通学費の助成など保護者の負担軽減に努めます。

なお、再編により通学距離が延びる地域については、スクールバス等の運行も視野に、 保護者等と協議をしながら安全な通学手段を確保します。また、スクールバス等の運行 にあたっては、再編までの期間において、運行予定経路での試運転を兼ねた乗車体験の 実施や学校周辺の安全対策を実施する等、児童や保護者の皆様のみならず、周辺地域の 皆様の不安解消に努めるとともに、通学路の点検、見守りなど、地域等の協力を得ながら 児童生徒の安全確保に努めます。

(6)学校規模

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、1学級あたりの児童生徒数は、小学校が35人、中学校は40人が標準とされています。また、文部科学省において、小・中学校ともに1学年あたり2~3学級が標準とされています。本市においては、今後も児童生徒数の減少が予測されることから、市内全地域において、標準となる学校規模の児童数、学級数をめざす再編を実施することは困難であり、教育効果を高めるために一定の人数の集団を確保する必要があると考えています。

このことにより、1学年の児童生徒数が複式学級の対象となる人数(小学校16人、中学校8人)を下回る場合においては、学校再編に向けた検討を順次進めることとします。 ①児童生徒数の増加によってもたらされる効果

- ●グループ活動など、さまざまな教育活動を展開できる可能性が高まります。
- ●社会性を身につけ、多様な人間関係を育むことができる可能性が高まります。
- ●小学校低学年については、集団の中で、自分の力で勉強ができる力を身につけ、学習に向かう姿勢をつくるなど、これからの土台を築く大事な時期において、多様な指導が行いやすい環境が整います。

- ●学級や学年間の集団活動などで、切磋琢磨する機会が与えられ、学習意欲や競争心などが高まりやすい環境が整います。
- ●教科研究に基づく授業改善や、教科担任の専任配置、さらには児童生徒活動の選択 肢が広がります。
- ●学校運営面においては、多くの教職員によって校務を分担できるので、一人ひとりの負担が軽減され、教職員の働き方改革につながり、組織的・機能的な学校運営が行いやすい環境が整います。また、教職員間での研修・研究が行いやすく、教職員の資質向上が期待できます。

(7) 特別な教育的支援が必要な児童生徒への対応

学習面や行動面等において、著しい困難を示す子どもや、不登校(不登校傾向を含む。) の子ども、日本語支援が必要な子どもへの対応などについては、関係機関との連携や保 護者の協力も得ながら、多様な子どもたちを包摂する柔軟な対応により、子どもの可能 性を開花させる教育的支援に取り組みます。

2. 学校再編の方向性

これまで再編(統合)された実績を参考にしつつ、再編と共に小中一貫教育の推進を図ります。また、再編を実施する学校にあっては、モデル校として、特色ある教育プログラムを 実施していきます。

(1) 水口中学校区

児童数の減少がみられる小学校もありますが、概ね複数の学級編制が可能であることから、小学校、中学校ともに現状の学校運営を維持しつつ、小中一貫教育の推進に向けた取り組みを進めます。

(2) 城山中学校区

児童数の減少がみられる小学校もありますが、概ね複数の学級編制が可能であることから、小学校、中学校ともに現状の学校運営を維持しつつ、小中一貫教育の推進に向けた取り組みを進めます。

(3) 土山中学校区

土山中学校と2つの小学校においては、小中一貫教育の推進ならびに、学校運営を維持する観点から、既存の中学校校舎を活用した小中一貫校の設置による学校再編をめざします。その際には、今後の児童生徒数の推移を注視しながら、中間見直しにおいて今後の取り組み内容を定めます。

(4)甲賀中学校区

甲賀中学校と3つの小学校においては、小中一貫教育の推進ならびに、学校運営を維持する観点から、既存の中学校校舎を活用した小中一貫校の設置による学校再編をめざします。その際には、今後の児童生徒数の推移を注視しながら、中間見直しにおいて今後の取り組み内容を定めます。

(5) 甲南中学校区

- ・甲南中学校は、複数の学級編制が可能であることから、現状の学校運営を維持しつつ、 小中一貫教育の推進に向けた取り組みを進めます。
- ・甲南第一小学校、希望ケ丘小学校においては、児童数が減少傾向にあるものの、複数の 学級編制が可能であることから、現状の学校運営を維持しつつ、小中一貫教育の推進 に向けた取り組みを進めます。
- ・甲南第三小学校は、きわめて小規模の学校であることから、児童が切磋琢磨し合える一定の人数の集団を確保するため、近隣の甲南中部小学校との再編を進めます。甲南中部小学校は、長寿命化計画に基づく校舎の整備を進めます。甲南第二小学校については、中間見直しにおいて、児童数の推移や甲南中部小学校の整備工事を見据え、段階的な再編協議を進めます。

(6)信楽中学校区

- ・信楽中学校は、複数の学級編制が可能であることから、現状の学校運営を維持しつつ、 再編した小学校との小中一貫教育を実施します。
- ・信楽小学校の改築工事の完了時期に合わせ、5つの小学校を1つに再編し、小中一貫教育の効果的な実施環境を整えます。また、学校再編のモデル校として位置づけ、特色ある教育プログラムを展開します。

資料編

1 甲賀市の小中学校をめぐる状況

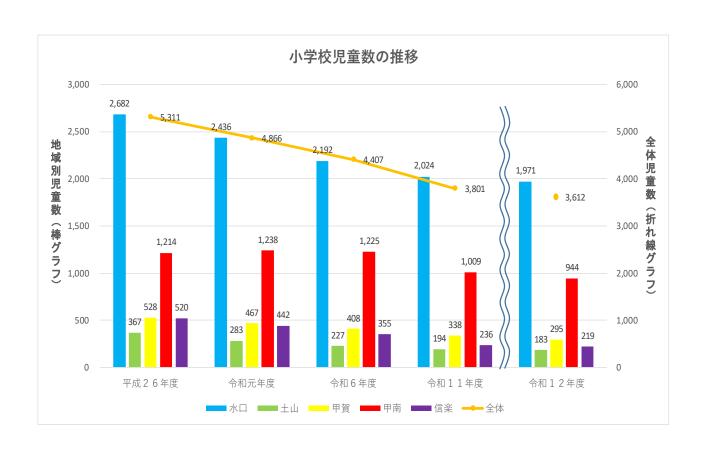
(1) 少子化の進行と教育環境の地域格差

国立社会保障・人口問題研究所の公表資料によると、滋賀県内における人口は、令和2年 (2020年) の約141万4千人から令和32年 (2050年) には約122万3千人と 19万1千人減少(▲13.5%) し、本市においても約8万8千人から約6万6千人へと 2万2千人減少(▲25.0%) すると予測されます。

また、本市における「年少人口(15歳未満)」の構成比についても、令和2年の12. 8%から令和22年には9.6%へとその割合が低下して少子化がますます進行すると予想されています。

①小学校児童数の推移

市内の小学校児童数の推移を比較してみると、全体としては、令和6年度の4,407人から令和12年度の3,612人へと6年間で795人減少することが予測されます。しかし、地域別児童数の推移をみると、少子化が著しく進む地域がある一方で、住宅地開発などで児童数が一時的に増加する地域もあります。



②小学校・中学校の現状

本市の学校規模を見てみると、市内小中学校 27 校の内、大規模校(19~30 学級)が 1 校、標準規模校(12~18 学級)が 7 校、小規模校(6~11 学級)が 15 校、きわめて小規模の学校(5 学級以下)が 4 校となっています。

きわめて小規模の学校とは、国の基準で複式学級*1の対象となる、甲南第三・小原・朝宮・多羅尾の4校です。

令和6年度 市内小学校・中学校の規模(国基準)

令和6年5月1日現在

規模

(普通学級標準学

級数)

23

単位:人

中学校

(生徒数)

単位:人		
小学校 (児童数)	規 (普通 学級]模 学級標準 数)
	23	
	22	大規
	21	模 校
	20	
	17	
	16	
貴生川 (468)	15	· 標準 準規
希望ヶ丘 (452)	14	模模
	13	12
(380) (427) (389) (395)	12	
伴谷東 (304)	11	
	10	
甲南中部 (215)	9	小
柏木 (224)	8	規 模
大原 (201)	7	校
大野 土山 油日 佐山 (74) (153) (135) (72)		
甲南第二 信楽 雲井 (123) (198) (88)	6	
	5	きわ
甲南第三 小原 (40) (42)	4	め 学て
朝宮 (18)	3	校小 規 規 模
多羅尾 (9)	2	模 の

	22	大 規
	21	模 校
水口 (788)	20	
	17	
	16	A.T.
甲南 (562)	15	標 準 規
	14	模校
	13	
	12	
	11	
	10	
城山 (328)	9	
	80	
	7	小 規
甲賀 (225) 信楽 (171)	6	模 校
土山 (133)	5	
	4	
	3	
	2	きわめて小規模の学校

※児童生徒数には特別支援の人数を含みます

※児童生徒数には特別支援の人数を含みます

^{* 1} 二つ以上の異なる学年を一つにして編成した学級のこと。

③特認校制度の状況

少子化の進行による学校の小規模化が進む中、市内それぞれの学校はこれまで長きに わたり、その特色ある教育で保護者、地域の安心・信頼を得てきています。

きわめて小規模の学校については「特認校制度」を平成25年4月から導入し、当該校の少人数ならではの特色を生かした教育活動の中で「子どもを学ばせたい」、「学びたい」という保護者、児童に対して、現行の通学区域に関係なく、学区外(市内全域)からの就学を一定条件のもとに認めることで、学校の活性化を図り、児童が互いに切磋琢磨して高めあえる教育環境づくりを行ってきました。

しかしながら、これまでの状況をみると安定した児童数を確保できず、本制度を利用 しても、一定の人数の集団の確保は難しい状況です。

特認校制度の利用状況(児童数)

			单位:人
	甲南第三小学校	朝宮小学校	多羅尾小学校
平成25年度	0	0	2
平成26年度	0	0	3
平成27年度	1	0	2
平成28年度	2	1	4
平成29年度	3	1	5
平成30年度	4	1	5
令和元年度	8	0	6
令和2年度	7	0	5
令和3年度	6	0	6
令和4年度	7	1	5
令和5年度	5	1	9
令和6年度	9	2	8

2 各中学校区における児童生徒数の現状と推移

(1) 水口中学校区

上段:児童生徒数 下段:国基準の学級数

区分	学校名	年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	備考
		令和元年	72	71	64	77	65	68	417	
		カれルキ	3	2	2	2	2	2	13	
		令和6年	53	54	73	52	78	70	380	▲ 37
	伴谷	77 710 4-	2	2	3	2	3	2	14	
	什合	令和11年	47	48	54	57	62	53	321	▲ 59
		13 4 11 1 -	2	2	2	2	2	2	12	
		令和12年	50	47	48	54	57	62	318	A 3
		13/1112-	2	2	2	2	2	2	12	
		令和元年	50	35	32	44	41	31	233	
		サイロルキ	2	1	1	2	2	1	9	
		令和6年	33	35	30	37	40	49	224	4 9
	柏木	77 710 4-	1	1	1	2	2	2	9	
	10/1	令和11年	37	23	38	39	27	33	197	▲ 27
		13 JHIII T	2	1	2	2	1	1	9	
		令和12年	31	37	23	38	39	27	195	A 2
小学		市和12年	1	2	1	2	2	1	9	
校	貴生川	令和元年	73	81	100	99	115	126	594	
		市和几十	3	3	3	3	3	4	19	
		令和6年	81	76	69	76	87	79	468	▲ 126
		13 7110 77	3	3	2	3	3	3	17	
		令和11年	81	60	74	62	83	81	441	▲ 27
		13 7/11117	3	2	3	2	3	3	16	
		令和12年	65	81	60	74	62	83	425	▲ 16
		13 /1112-12-	2	3	2	3	2	3	15	
		令和元年	71	70	87	81	64	65	438	
			3	2	3	3	2	2	15	
		令和6年	73	53	57	66	71	69	389	▲ 49
	綾野	13 7 14 0 1	3	2	2	2	3	2	14	
	11000	令和11年	59	68	56	54	75	73	385	▲ 4
		13 (1411)	2	2	2	2	3	3	14	
		令和12年	49	59	68	56	54	75	361	▲ 24
		13 / 14 1 2 /	2	2	2	2	2	3	13	
		令和元年	273	273	249				795	
		F IBAB I.	7	7	7				21	
		令和6年	243	259	286				788	A 7
中学	水口	14 LAV I	7	7	8				22	
校		令和11年	218	229	231				678	▲ 110
		1	6	6	6				18	
		令和12年	240	218	229				687	9
		□ 和12年	6	6	6				18	

※令和元年度、6年度は実績数、令和11、12年度は住民基本台帳(令和6年5月から)から換算

(2)城山中学校区

上段:児童生徒数 下段:国基準の学級数

区分	学校名	年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	備考
		令和元年	50	47	40	48	59	60	304	
		节和元平	2	2	1	2	2	2	11	
		令和6年	36	63	43	53	47	62	304	0
	伴谷東		2	2	2	2	2	2	12	
	什合果	令和11年	29	33	38	32	46	36	214	▲ 90
		力和11升	1	1	2	1	2	2	9	
		令和12年	22	29	33	38	32	46	200	▲ 14
小		77 和12年	1	1	1	2	1	2	8	
学 校		令和元年	75	85	67	69	89	65	450	
		市和几千	3	3	2	2	3	2	15	
	水口	令和6年	66	74	71	62	72	82	427	▲ 23
			2	3	3	2	3	3	16	
		令和11年	69	82	87	66	96	66	466	39
			2	3	3	2	3	2	15	
		令和12年	72	69	82	87	66	96	472	6
			3	2	3	3	2	3	16	
		令和元年	128	125	159				412	
		节和元平	4	4	4				12	
		令和6年	121	101	106				328	▲ 84
中学	城山	中40世	4	3	3				10	
交校	火 山	令和11年	137	114	115				366	38
		7 和11年	4	3	3				10	
		△和10年	102	137	114				353	▲ 13
		令和12年	3	4	3				10	

[※]令和元年度、6年度は実績数、令和11、12年度は住民基本台帳(令和6年5月から)から換算

(3) 土山中学校区

上段:児童生徒数 下段:国基準の学級数

区分	学校名	年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	備考
		令和元年	20	16	22	15	19	25	117	
		节和几十	1	1	1	1	1	1	6	
		△ ¥n c/r	14	4	17	8	12	19	74	▲ 43
	大野	令和6年	1	1	1	1	1	1	6	
	八封	令和11年	17	17	16	11	19	14	94	20
		中和11十	1	1	1	1	1	1	6	
		令和12年	14	17	17	16	11	19	94	0
小学		771124	1	1	1	1	1	1	6	
校		令和元年	27	30	22	35	24	28	166	
	土山	节和几千	1	1	1	1	1	1	6	
		令和6年	19	24	24	32	26	28	153	▲ 13
		11 1410 17	1	1	1	1	1	1	6	
		令和11年	16	11	11	23	20	19	100	▲ 53
		11 4411 1	1	1	1	1	1	1	6	
		令和12年	8	16	11	11	23	20	89	▲ 11
		13 44 12 4	1	1	1	1	1	1	6	
		令和元年	53	46	54				153	
		节和几千	2	2	2				6	
		令和6年	42	43	48				133	1 20
中学	土山	11 140 17	2	2	2				6	
校	ㅗ쒀	令和11年	28	41	40				109	▲ 24
		11 1/11 11 11	1	2	1				4	
		令和12年	33	28	41				102	A 7
		⊤和12年	1	1	2				4	

※令和元年度、6年度は実績数、令和11、12年度は住民基本台帳(令和6年5月から)から換算

(4)甲賀中学校区

上段:児童生徒数 下段:国基準の学級数

区分	学校名	年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	備考
		令和元年	32	31	33	38	38	42	214	
		节和几千	1	1	1	1	1	2	7	
		△ ¥n c 左	35	33	38	39	21	35	201	▲ 13
	大原	令和6年	1	1	2	2	1	1	8	
	八原	令和11年	26	20	27	37	27	35	172	1 29
		中和11十	1	1	1	2	1	1	7	
		令和12年	19	26	20	27	37	27	156	▲ 16
		13 /1112	1	1	1	1	2	1	7	
		令和元年	19	26	23	25	27	30	150	
		11 /11 /11	1	1	1	1	1	1	6	
		令和6年	29	29	16	17	22	22	135	▲ 15
小学	油日	13 / 14 0 -	1	1	1	1	1	1	6	
学 校	祖 日	令和11年	18	14	22	17	12	29	112	▲ 23
			1	1	1	1	1	1	6	
		令和12年	5	18	14	22	17	12	88	▲ 24
		13 7 11 12 -	1	1	1	1	1	1	6	
		令和元年	14	18	15	20	19	17	103	
		13 714 715 —	1	1	1	1	1	1	6	
		令和6年	9	11	13	11	12	16	72	▲ 31
	佐山		1	1	1	1	1	1	6	
	佐田	令和11年	10	8	8	10	9	9	54	▲ 18
		13 7 14 11 1	1		1	1	1	1	5	
		令和12年	6	10	8	8	10	9	51	▲ 3
		13 7 11 12 -	1	1		1	1	1	5	
		令和元年	75	91	83				249	
		PARALT	3	3	3				9	
		令和6年	75	70	80				225	▲ 24
中学	甲賀	13 7 H O TT	2	2	2				6	
校	甲俱	令和11年	73	67	67				207	▲ 18
		БЛИТТТ	2	2	2				6	
		令和12年	73	73	67				213	6
		13 7H 12 T	2	2	2				6	

※令和元年度、6年度は実績数、令和11、12年度は住民基本台帳(令和6年5月から)から換算

は複式学級の対象となる学級(複式学級の解消は反映していません)

(5)甲南中学校区

上段:児童生徒数 下段:国基準の学級数

日本の元年	69	371 12	
田南第一		19	
甲南第一	CO	14	
田南第一 2 2 2 3 2 3 2 2 3 66 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 66 60 57 53 60 60 57 53 60 60 57 53 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60	69	395	24
令和11年 56 60 57 53 66 2 2 2 2 2 令和12年 48 56 60 57 53 2 2 2 2 2 令和元年 19 17 18 16 26 1 1 1 1 1 1 令和6年 20 24 26 17 18 令和6年 1 1 1 1 1 1	2	13	
2 2 2 2 2 令和12年 48 56 60 57 53 2 2 2 2 2 令和元年 19 17 18 16 26 1 1 1 1 1 令和6年 20 24 26 17 18 1 1 1 1 1 1	54	346	4 9
令和12年 2 2 2 2 2 令和元年 19 17 18 16 26 1 1 1 1 1 令和6年 20 24 26 17 18 1 1 1 1 1 1	2	12	
2 2 2 2 2 2 令和元年 19 17 18 16 26 1 1 1 1 1 令和6年 20 24 26 17 18 1 1 1 1 1 1	66	340	A 6
中南第一 1 1 1 1 1 1 令和6年 20 24 26 17 18 1 1 1 1 1 1	2	12	
1 1 1 1 1 令和6年 20 24 26 17 18 1 1 1 1 1 1	17	113	
甲南第一 1 1 1 1 1	1	6	
1 1 1 1 1	18	123	10
中用第一	1	6	
1 1 1 17 1 11 1 20 1 21 1 18 1	20	107	▲ 16
令和11年 1 1 1 1 1	1	6	
15 17 11 20 21	18	102	 5
令和12年 1 1 1 1 1	1	6	
9 10 4 11 5	5	44	
令和元年 1 1 1 1 1	1	6	
6 7 7 3	10	40	4
小	1	4	
学 甲南第三	6	24	1 6
令和11年 1 1	1	3	
3 2 4 6 3	3	21	A 3
令和12年 1 1	1	3	
_{令和元年} 29 35 34 25 36	30	189	
1 1 1 1 1	1	6	
令和6年 39 40 29 41 36	30	215	26
甲南中部 2 2 1 2 2	1	10	
令和11年 26 35 34 32 37	39	203	▲ 12
1 1 1 2	2	8	
令和12年 26 26 35 34 32	37	190	▲ 13
1 1 1 1 1	2	7	
令和元年 90 79 78 80 96	98	521	
3 2 2 3	3	15	
令和6年 62 66 56 96 78	94	452	▲ 69
希望ヶ丘 2 2 3 3 3	3	15	
令和11年 39 46 51 61 70	62	329	▲ 123
2 2 2 2	2	12	
令和12年 24 39 46 51 61	70	291	▲ 38
1 2 2 2 2	2	11	
令和元年 205 187 183		575	
6 5 5		16	
_{令和6年} 194 183 185		562	▲ 13
中		15	
校 令和11年 201 181 237		619	57
6 5 6		17	
令和12年 181 201 181		563	▲ 56
5 6 5		16	

※令和元年度、6年度は実績数、令和11、12年度は住民基本台帳(令和6年5月から)から換算

は複式学級の対象となる学級(複式学級の解消は反映していません)

(6)信楽中学校区

上段:児童生徒数 下段:国基準の学級数

区分	学校名	年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	備考
		A = . = 4=	36	31	36	35	55	42	235	
		令和元年	2	1	1	1	2	2	9	
			27	33	33	37	37	31	198	▲ 37
	<i>t</i> →	令和6年	1	1	1	2	2	1	8	
	信楽	A =	21	20	21	25	22	27	136	▲ 62
		令和11年	1	1	1	1	1	1	6	
		A #	14	21	20	21	25	22	123	▲ 13
		令和12年	1	1	1	1	1	1	6	
		A = = t=	24	19	15	16	16	15	105	
		令和元年	1	1	1	1	1	1	6	
		A =	11	9	18	14	12	24	88	▲ 17
		令和6年	1	1	1	1	1	1	6	
	雲井		15	7	11	8	9	11	61	▲ 27
		令和11年	1	1	1	1	1	1	6	
			7	15	7	11	8	9	57	4
		令和12年	1	1	1	1	1	1	6	
			13	11	7	12	11	9	63	
		令和元年	1	1	1	1	1	1	6	
			4	9	6	7	4	12	42	▲ 21
小		令和6年	1	Ü	1		1	1	4	
学 校	小原		2	3	9	1	6	4	25	1 7
		令和11年		1	J	1	Ü	1	3	
			4	2	3	9	1	6	25	0
		令和12年	1	1	J	1	1	1	3	U
			6	3	5	5	2	8	29	
		令和元年	1	1	1	1	1	1	6	
			3	2	3	2	2	6	18	1 1
		令和6年	J	1	J	1		1	3	
	朝宮	令和11年	1	1	3	2	1	3	11	A 7
			1	1	J	1	1	1	3	
			3	1	1	3	2	1	11	0
		令和12年	J	1	1	1	۷	1	3	0
 			3	1	1	1	0	4	10	
		令和元年	1	1	1	1	0	1	5	
			1	2	0	2	0	4	9	1
		令和6年	1	1	0	۷	. 0	1	2	1
	多羅尾		0	0	0	2	0	1	3	A 6
		令和11年	0	0	0	۷	. 0	1	1	_ 0
			1	0	0	0	2	0	3	0
		令和12年	1	U	U	U	1	0	1	U
\vdash			67	80	78		1	U	225	
		令和元年	2	2	2				6	
			52	57	62				171	▲ 54
中		令和6年	2	2	2				6	A 34
- 学 校	信楽		55	60	62				177	6
仪		令和11年	2	2	2				6	O
										A 10
		令和12年	46	55	60				161	▲ 16
			2	2	2				6	

※令和元年度、6年度は実績数、令和11、12年度は住民基本台帳(令和6年5月から)から換算

は複式学級の対象となる学級(複式学級の解消は反映していません)

3 財政状況等関連資料

(1) 学校施設維持管理経費

小学校維持管理費及び人件費(令和5年度概算額)

【単位:千円】

	小学校施設管理事務費 消耗品、燃料費、食糧 費、光熱水費、修繕 料、被服費、通信運搬 費、手数料、委託料、 賃借料、施設備品等	数料、委託料、工事	学校運営費 消耗品、通信運 搬費、手数料、 印刷製本費、図 書費、教材用備 品、委託料等	人件費 支援員、スクール サポートスタッ フ、用務員、学校 看護師、教諭、養 護教諭、事務補助 員等	合計(上段) 平均合計(下段)
標準規模校	71, 278	28, 657	20, 690	1, 625, 135	1, 745, 760
(7校)	10, 183	4, 094	2, 956	232, 163	249, 396
小規模校	72, 046	27, 735	14, 922	1, 148, 757	1, 263, 460
(10校)	7, 205	2, 774	1, 493	114, 876	126, 348
きわめて小規模の学校	21, 892	7, 861	3, 930	277, 355	311, 038
(4校)	5, 473	1, 966	983	69, 339	77, 761

※県費教員含む (概算)

標準規模校	貴生川、伴谷、伴谷東、水口、綾野、甲南第一、希望ヶ丘小学校			
小規模校	柏木、大野、土山、大原、佐山、油日、甲南中部、甲南第二、信楽、雲井小学校			
きわめて小規模の学校	校中南第三、小原、朝宮、多羅尾小学校			

	児童数(令和5年度)	一人当たりの費用
標準規模校	2,901人	602千円
小規模校	1,501人	8 4 2 千円
きわめて小規模の学校	119人	2,614千円

(2) スクールバス運行経費(概算)

前提条件

- ○大型バスで送迎輸送を行う (年間約200日の稼働を想定)
- ○登下校時の送迎は朝1回、夕方2回 とする
- ○送迎距離は往復20km、時間は 往復1時間

貸切バス事業者における運賃計算条件

- ○大型バス単価:キロ単価160円、 時間単価:7,390円
- ○回送距離は片道30km、回送時間は 片道60分(1時間)
- ○運行開始前および運行終了後の1時間は 点呼点検時間として時間制運賃を適用
- ○実績実働率59.96%

●年間運賃額

約 1,300万円

- ※上記条件で計算した場合のスクールバス1台あたりの年間運行費用(概算額)
- ※年間運賃以外に考慮すべき費用が発生した場合は、別途必要
- ※運賃額算出は、国土交通省ホームページを参照

4 その他関連資料

(1)各地域再編検討協議会 報告書概要一覧 再編検討協議会 報告書概要一覧(R3.3.31現在)

地域	名 称	報告書概要
土山	山内学区幼保・小中学校 再編検討協議会	閉校、閉園することを了承する。
	鮎河小学校・鮎河保育園 再編検討協議会	閉校、閉園を了承する。
	大野学区幼保·小中学校 再編検討協議会	現時点では現状の保育園・小学校を存続させることが望ましい。加えて、将来的には、子どもの数が減少してきた時など教育環境に大きな変化が生じた場合は、改めて学校再編について協議を行う必要があると考えます。との結論。
	土山学区幼保・小中学校 再編検討協議会	園児・児童数の減少やアフター(ウィズ)コロナ等の予想のしにくい社会情勢の変化に対し柔軟に、調整検討をする機会が必要になると考えますが、現時点では保護者や地域の思いを踏まえると協議会としては存続させることが望ましいとの結論。
	佐山学区幼保・小中学校 再編検討協議会	小:小規模校の特性を活かした教育がなされている。また、地域と学校が一体化した運営が行われ学区内にある養護施設にとっても欠かすことができない。 保:保育園から小学校へと幼児期からの仲間づくりは重要であり、欠かすことができない。
甲賀	油日学区幼保·小中学校 再編検討協議会	協議会において様々な論点から活発な議論がなされましたが、現在の保育園・幼稚園・小学校の保育や教育および園や学校での生活環境に問題は感じられず、それらは、地域の特色を生かしたかけがえのない存在であることから、協議会としては、幼保・小学校ともに存続させるべきであるとの結論。
	大原学区幼保·小中学校 再編検討協議会	保育園・小学校について、再編計画を進めるには、大原学区、油日学区、佐山学区が納得するまで議論する必要がある。将来を見据えた中で協議会では「再編も一つの選択肢である」 との結論。
	甲南第二小学校 再編検討協議会	現在の小学校の教育および学校での生活環境に課題は感じられず、学校と地域の関係も良好であり、地域にとってかけがえのない存在でもあることから、協議会としては、甲南第二小学校の存続を希望するという結論に至りました。しかしながら、将来的には、子どもの数が減少してきた時など教育環境に大きな変化が生じた場合には、改めて学校再編について協議を行う必要があるとの結論。
甲南	甲南第三小学校 再編検討協議会	現状の甲南第三小学校の児童数や今後6年間の児童数を鑑み、他校との統合もやむ得ない状況ではあります。心情的には地域に愛されている甲南第三小学校の存続を希望するも、子ども達の学習環境を考えるとあまりにも少人数になることから苦渋の選択をすることになりました。但し、できれば、他校に吸収される形の統合は避けて頂きたい、3校区の合同の理解のもと新しい学校での再編統合を切に希望いたしますとの結論。
	甲南中部小学校 再編検討協議会	現時点では現状の小学校区を維持させることが望ましいと考えます。しかしながら、近隣校においては児童数の減少が看過できない状況におかれている学校があり、その状況を考えると、どの地域の子どもたちにとってもより良い教育環境の実現のためには、状況に応じた段階的な統合を検討する必要もあると考えます。
	信楽学区保育園・小学校 再編検討協議会	将来を見据えたとき、学校の統合は避けては通れないものと理解している。クラス替えのできる学級規模は必要であるが、1学級の児童数は少人数の学級編成が望ましいものと考える。
	雲井学区保育園・小学校 再編検討協議会	保育に最適な施設。小学校はきめ細やかな教育や異年齢交流などの教育が実施されている。 また、子どもの生きる力は、保護者、地域住民の参画により育まれており、保育園及び小学 校は現状維持とする。
信楽	小原小学校再編検討協議会	ほとんどの保護者が小原小学校で学ばせたいと考えている。また、地域にとっても無くてはならない存在。今後、改めて検討する必要が生じる可能性もあるが、現在の環境がより良い環境であると考えていることから、存続させることが望ましいと判断した。
	多羅尾学区保育園・小学校 再編検討協議会	小:小規模で、地域全体で見守り育てるからこそ、夢を持ち、たくましく強く成長している。 市内の子どもたちの教育環境の選択肢の一つとして必要。また、地域にとってかけがえのない存在であり、現時点として、存続すべきとの結論となった。 保: 閉園もやむなし。
	朝宮学区保育園・小学校 再編検討協議会	小:5校を1校とする統合は子どもたちにとって望ましい環境ではない。交流のある近隣校との 再編であれば積極的に協議をおこなっていきたいと考えている。 保:身近なところでの保育環境が必要であることから、朝宮保育園は必要であるとの結論。

(2) 甲賀市の学校再編事例

土山小学校

(再編校:鮎河小学校、山内小学校、土山小学校)

1. 学校再編経過

・平成27年 鮎河小学校全児童(15名)が土山小学校に転入

鮎河小学校休校

· 平成 2 9 年 山内小学校閉校

山内小学校の閉校に伴い転入学(19名)

· 平成30年 鮎河小学校閉校

2. 再編後の土山小学校の状況

【成果】

- 再編により児童数が増えたことで、運動会の集団演技や音楽会での発表ができるよう になり、大きな自信と充実感を感じることができた。
- 再編後の学校では、教員が加配されたことで、丁寧な指導ができ、転入してきた児童が スムーズに新しい環境に入ることができた。
- 全校遠足で鮎河のうぐい川に行ったり、運動会で山内の太鼓を披露したり、再編前の 学校の自然環境や伝統文化など、地域のことを学び、地域の良さを知ることができた。
- 鮎河・山内・土山小学校の校歌を1つの曲に編曲し、土山地域の歌として再編後の学校 において3校の歴史を大切に歌い継いでいる。
- 総合的な学習の時間では、地域のおすすめコースを土山マラソンや新名神のサービス エリアで発信する学習をすることで、旧土山小だけでなく、鮎河小、山内小のことも学 び、地域のよさを広く学ぶ機会が持てている。

【課題】

当初はバス通学に慣れず、トラブルなどもあったが、教職員のサポートにより解決し、 その後は特に大きな問題はない。

【その他】

- 事前の交流や準備、丁寧な指導を行ったことで、大きな混乱なく進められた。
- 土山小学校で使える備品や必要な物品について、事前調整していたことで有効的に活用ができた。
- 転入によりなじめない児童を把握するため、教員が休み時間等も様子を見ていたが特に大きな問題はなかった。
- どの地域の児童も関係なく一緒に遊んだり活動したりして学校生活を送っている。
- 再編前の小学校区での活動では、文化祭や放課後教室の支援を行っている。

(3) 甲賀市小学校教育のあり方審議会からの提言

市立小中学校における より良い教育環境について

令和3年度 提言書

令和4年2月4日 甲賀市小中学校教育のあり方審議会

はじめに

甲賀市小中学校教育のあり方審議会では、刻々と変化する社会情勢の中で、甲賀市の子どもたちにとってより良い教育環境の望ましいあり方について、慎重に審議を重ねてまいりました。

「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」という教育方針のもと、甲賀市の子どもたちにとってより良い教育環境とは何なのかについて、さまざまな立場から意見を出し合い、検討し、提言としてまとめました。

審議会では、市内小中学校の現状と課題や甲賀市幼保・小中学校再編検討協議会から提出された報告書について確認した後、小学校2校の視察を挟んで、計4回の審議会を開催し、協議を行ってまいりました。市内一律の学校再編を行うのではなく、各々の地域の状況を鑑み思いを尊重しながらも、子どもたちの確かな学び、確かな育ちを保障するためには、今の甲賀市の教育環境に何が必要なのかについて検討を行いました。

結果として令和3年度では、より良い教育環境のあり方に関する基本的な考え方を提言し、次年度の具体的な方策の審議へつないでいければと考えております。まずは本提言を踏まえ、甲賀市の将来を見据えた中で、変化する社会情勢に柔軟に対応できる子どもたちを育成するためのより良い教育環境の望ましいあり方について、次年度も引き続き審議を重ねることといたします。

審議経過

<審議会開催>

〇 第1回会議(令和3年7月30日(金))

【内容】委員長、副委員長の選任

甲賀市小中学校教育を取り巻く現状と課題について 甲賀市幼保・小中学校再編検討協議会の報告書について

○ 第2回会議(令和3年11月2日(火)) 【内容】市内小中学校の現状について(意見交換)

○ 第3回会議(令和3年12月20日(月))【内容】意見交換提言内容について

- 第4回会議(令和4年1月18日(火)) 【内容】提言内容について(最終とりまとめ)
- 提言書提出(令和4年2月4日(金)) 【令和3年度提言提出】

<視察(学校訪問)>

○ 第1回視察(令和3年10月7日(木))

【視察先】多羅尾小学校

小規模校の生活環境状況、学習環境状況、意見交換

○ 第2回視察(令和3年10月22日(金))

【視察先】貴生川小学校

大規模校の生活環境状況、学習環境状況、意見交換

提言

小規模校*1では、教員による個々の子どもの特性や能力に応じた指導、丁寧かつきめ細やかな関わりが可能であり、子ども一人ひとりが活躍できる場面を多く設定することができます。 きわめて小規模の学校*2では、個別指導も充実します。

一方で限られた人数の中では人間関係が固定化されたり、集団活動が十分できず、時には成立せず、子どもたちの力だけでは取り組みが難しかったりすることが懸念されます。

きわめて小規模の学校においてはこの状況を改善するために、ICT*³活用や学年の枠を超えた集団学習を進めています。さらに近隣の学校の子どもたちが一堂に会して教科学習や行事を合同で行うなど、多人数での生活や学習の工夫がされています。

子どもたちが集団の中で喜怒哀楽を共有したり、互いに影響や刺激を与え合ったりすることは、学校教育において子どもたちに向上心や協同性を育て、人として成長する上で大切であると考えます。さらにこのことは、多様な次世代を担う子どもたちにとって社会性を育むうえでも大切であります。

このような観点から『より良い教育環境とは、子どもたちが「ともに生き」「ともに学び」「ともに育つ」ことができる環境であり、一定の人数の集団が確保される必要があります。そのために、きわめて小規模の学校が保護者や地域の理解・支援のもと解消されることが望ましい。』ことを提言いたします。

^{* 1} 小中学校の学級数が6~11学級である学校のこと。

^{*2} 国の定める「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で複式学級*4の対象となる学校のこと。

^{*3 「}Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、様々な形状のコンピュータを活用した情報処理や通信技術 の総称。

^{* 4} 二つ以上の異なる学年を一つにして編成した学級のこと。

甲賀市小中学校教育のあり方審議会 委員

No	氏名	区分
1	狩野 秀樹	学識経験者
2	伊藤 孝子	学識経験者
3	中西 三夫	地域団体代表
4	山田 昭	未就学児・小中学校保護者代表
5	池田 静香	未就学児・小中学校保護者代表
6	前川 志津子	教育関係者
7	青木 秀樹	教育関係者
8	八木 正隆	行政機関関係者
9	中野 和彦	教育委員会が適当と認める者

市立小中学校における より良い教育環境について

令和4年度 提言書

令和5年1月23日 甲賀市小中学校教育のあり方審議会

はじめに

甲賀市小中学校教育のあり方審議会では、前年度に「より良い教育環境のあり方」について学校規模の基本的な考え方に関しての提言をまとめました。今年度は引き続き本市の将来を見据えた中で、変化する社会情勢に柔軟に対応できる子どもたちを育成するためのより具体的な教育環境について、学校の視察等を通して子どもたちの様子や思いにも触れながら、審議を重ねてまいりました。

審議会では、「ともに学び ともに育ち ともに生きる」という甲賀市の教育目標の実現のため、教育の内容と方法のあり方をさまざまな視点から審議し、4つのテーマについて提言にまとめました。

甲賀市の未来を担う子どもたちが、時代の変化に柔軟に対応しながらたくましく生きるためには、これまでの議論の経過も十分に踏まえ、この提言内容を基に新しい学校づくりを含めた教育施策に取り組まれることが有効であると考えます。

審議経過

<審議会開催>

〇 第5回会議(令和4年4月26日(火))

【内容】令和4年度の審議について

〇 第6回会議(令和4年6月7日(火))

【内容】特色を活かした地域学の取り組み、時代に即した学校指導体制のあり方について (審議)、甲賀市の小中連携・一貫教育の取り組みについて

○ 第7回会議(令和4年8月9日(火))

【内容】時代に即した学校指導体制、小中一貫教育のあり方について (審議)

○ 第8回会議(令和4年9月26日(月))

【内容】教科担任制、ICT教育、小中一貫教育のあり方について(審議)

○ 第9回会議(令和4年10月24日(月))

【内容】地域学のあり方について、提言内容について(審議)

○ 第10回会議(令和4年11月14日(月))

【内容】提言内容について(最終とりまとめ)

〇 提言書提出(令和5年1月23日(月))

【令和4年度提言書提出】

<視察>

○ 第3回視察(令和4年5月31日(火))

【視察先】土山小学校

【内 容】地域学の取り組みについて土山小学校の生活環境、学習環境、意見交換

〇 第4回視察(令和4年7月5日(火))

【視察先】宇治黄檗学園

【内 容】小中一貫教育の取り組みについて

宇治黄檗学園の生活環境、学習環境、意見交換

提言

本審議会は、甲賀市における教育の今後を見据え、必要なことについて4点提言いたします。

1 小学校教科担任制について

子どもたちの生活や学びの環境が多様化する中で、一人ひとりの良さを認めつつ、確かな 学力を身に付けるためにより一層多くの教員の関わりが必要です。

複数の教員が各児童に関わることで、個々の学習や生活の様子をより多角的に把握・理解して、指導にあたることができ、児童の学力および学びに向かう意欲の向上も期待できることから、これらの実現のために教員の専門性と多くの教員が各児童に関われる小学校教科担任制が実施されることが望ましいと考えます。

2 時代に即した学校指導体制について

21世紀の社会において、今後ますますICTの活用が推進されていく中で、子どもたちには「個別最適な学び」と「協働的な学び」を両立させていく方法を取り入れる必要があります。

子どもたちがICTに慣れ親しむために、甲賀市においては「一人一台タブレット」の導入も完了し、すでに活用しています。また、「AIドリル」や「電子黒板」等の導入も進む中、ICT教育のメリットを最大限に生かし、「個別最適な学び」を推進するなど、効果的に活用することが望まれます。

併せて教室の中でみんなが直接顔を合わせて互いに意見を交わすなど、大勢の人間関係の 中で学んでいく「協働的な学び」の場を引き続き確保することも必要であると考えます。

3 地域学について

いつの時代においても人を愛し、地域を愛する人材が求められています。甲賀市では、これまで各小中学校において、それぞれの校区ごとの自然、歴史や文化、特色ある地域の産業などを教材化して地域学を教育活動全体を通じて取り組んできました。子どもたちの郷土愛や多様な考え方を養うためには、計画的・継続的な地域学の実践にむけた教育計画が必要です。

今後も、これまで自分が気づかなかった地域の良さや課題について考え合い、その学びを通して、地域の一員であることを自覚させるとともに、将来にわたって地域の伝統や文化を継承していく気持ちを育むことができるよう、地域学をさらに、広く深く充実させることが重要であると考えます。

4 小中一貫教育について

小学校と中学校における9年間の学びで目指す子どもたちの姿を見据え、計画的・継続的 な指導を進めることが大切です。

これまで各中学校区を中心に「小中連携教育」に取り組み、学びや学校生活のルール作りはもとより、小中学校教員が授業の交流を行うことにより教科の系統性の確認や、子どもたちが不安なく中学校へ進学するための実践を積み重ねてきました。

今後は、9年間の連続した学びの成果をさらに引き出すために教育課程の編成・実施・評価を一層推進することが求められます。異年齢集団との関わりを通してコミュニケーションや活動などの相互交流の機会が増えることから、児童生徒間で憧れや思いやりの心情が育まれます。また、自尊感情の高まりにより不登校生徒の減少にもつながることが期待できることから、目指す子どもの姿を共有した「小中一貫教育」の導入を望みます。

昨年度の提言を踏まえ、具体的な施策を進めるためにも、子どもたちが互いの良さを知り、 刺激し合うことができる人数の中で、以上の4つの視点を柱とした教育活動ができる学校を 今後、保護者や地域の理解・支援のもと計画的に整備していくことが求められていると考え ます。

甲賀市小中学校教育のあり方審議会 委員

No	氏名	区分
1	狩野 秀樹	学識経験者
2	伊藤 孝子	学識経験者
3	中西 三夫	地域団体代表
4	山田昭	未就学児・小中学校保護者代表
5	池田 静香	未就学児・小中学校保護者代表
6	前川 志津子	教育関係者
7	青木 秀樹	教育関係者
8	八木 正隆	行政機関関係者
9	中野和彦	教育委員会が適当と認める者

(4) 甲賀市学校再編審議会からの答申

第2次甲賀市小中学校再編計画 に関する答申書

令和6年12月

甲賀市学校再編審議会

第2次甲賀市小中学校再編計画に関する答申にあたって (答申の趣意)

甲賀市学校再編審議会は、令和6年7月29日に甲賀市教育委員会から第2次甲賀市小中学校再編計画の策定に関し、3項目についての諮問をいただきました。審議会では、学校再編にかかる甲賀市のこれまでの歩みや現状、今後のめざすべき姿を共有し、それぞれの知識・経験・立場をもつ10名の委員で審議を行い、「現行計画においてなぜ再編が計画どおりに進まなかったのか?」、「再編とは何をめざしているのか?」、「再編=学校の統廃合を意味するものなのか?」など、これまでの取り組みを総括するとともに、学校再編が進められた先進地の状況なども参考に協議を進めてまいりました。

協議では、現在の小中学校の現状、今後の児童生徒数の推移、地域の実情などを考慮し、これからの甲賀市の学校教育、学校がどうあるべきかを議論の柱に据え、「学校再編は、児童生徒数や学校規模ではかるものではなく、甲賀市がめざす学校教育の実現のための魅力ある学校の創設であること」や、「学校創設には、生徒・保護者・地域・学校が一体となることが不可欠であること」、また「義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進が必要であること」など、あらゆる角度から5回にわたる慎重審議を行いました。

このような協議経過を踏まえ、諮問いただいた3項目に対し、次葉のとおり、答申をさせていただきます。

本答申が尊重され、第2次甲賀市小中学校再編計画が策定されることで、再編後の新しい環境の中で、好奇心旺盛に学ぶ子どもたちが、いきいき学び、ぐんぐん伸び、心やさしく育つこと、また、郷土を愛し、誇りを持ち、未来を切り拓く人材に成長することをご期待申し上げます。

令和6年12月 甲賀市学校再編審議会 会長 西川 信廣

第2次甲賀市小中学校再編計画に関する答申

第2次甲賀市小中学校再編計画の策定に際し、子どもたちにとって、より良い教育環境を 将来にわたり安定的に提供するため、甲賀市教育委員会から諮問された以下の3点について 答申します。

1. 第2次甲賀市小中学校再編計画について

甲賀市幼保・小中学校再編計画(基本計画)を基に、次期計画については以下の点を考慮した計画となることが望ましいと考えます。

- 学校再編は、学校規模だけで行うものではなく、甲賀市がめざす学校教育の実現のために行うものである。甲賀市の学校ビジョンを明確にし、魅力ある学校づくりをめざすこと。
- 15歳の子ども像を小中学校の全教職員が共有し、地域と協働できる学校をめざすこと。
- 学校再編は、地域コミュニティや公共交通なども関係することから、教育委員会だけでなく、全庁横断的な取り組みとして実施していくこと。

2. 再編計画の進め方について

未就学児や児童生徒の保護者、地域住民に対し、以下の点について理解を求め、計画を推進 していくことが望ましいと考えます。

- 再編後の学校施設の利活用については、児童・生徒が地域学校協働活動の場とすることや、市民が集う様々な教育の場として活用するなど、その方向性を示しつつ、地域の意向も聞きながら、地域のコミュニティ施設などとして活用することを検討していくこと。
- 学校再編を推進するための会議、委員会を設け、新たな学校のスタートに向けた協議 を行うこと。
- 学校運営にかかる費用面については、資料を掲載し、保護者・地域住民に説明すること。

3. 学校再編の実現に向けて考慮すべき事項について

教育目標である、「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」ため、子ども、保護者、地域、教師、学校が一体となり、以下の点を考慮した学校再編を進めることが望ましいと考えます。

- 再編後の学校運営を円滑なものとするためにも、地域と学校の繋がりは 重要である。 学校運営協議会を全小・中学校に設置し、極めて小規模の学校においては、中学校区単位 で運営し、地域と連携を図ること。
- 義務教育9年間を見通したカリキュラムで構成する義務教育学校の創設を将来的な視野に入れ、小中一貫教育を推進すること。
- 学校教育において、様々な意見や考え方に触れ、切磋琢磨することは、子どもの学力向上は言うまでもなく、教職員の指導力向上においても重要であるため、一定の集団を確保すること。
- 総合的な学習の時間などにおいて、地域の歴史や文化などを知る学習のための時間を 設けること。
- 子どもの観点での学校再編が第一義となるが、教員の確保や配置も考慮すること。
- スクールバスなどの児童生徒の安全な交通手段を確保すること。
- 特認校で行ってきた特色ある教育を、再編後においても配慮すること。

4. その他学校再編に関連する事項

- 保育・幼児教育と小学校教育を相互理解しながら連携させることで、小学校生活への 円滑な適応が可能となるため、5歳児が定期的に小学校で活動するなど、保幼小の連携 は必要と考えます。
- 信楽地域にあっては、こども園、小学校、中学校がそれぞれ近隣にあることから、これまで以上に繋がりを大切にし、保幼小中を一貫とする教育のモデル地域として実施可能であると考えます。
- 児童数や複式学級の有無等を考慮し、順次ブロックごとに再編を進めていく必要があると考えます。

甲賀市学校再編審議会 開催內容

開催回	開催日	内容		
第1回	令和6年	1. 委嘱状交付		
	7月29日	2. 委員自己紹介		
		3. 会長・副会長選出		
		会 長 西川 信廣		
		副会長 大林 源弥		
		4. 諮問		
		立岡教育長から諮問		
		5. 議題		
		(1)会議の公開について		
		(2)学校再編の現状について		
		(3) 今後のスケジュールについて		
		(4) 意見交換		
第2回	令和6年	議題		
	9月3日	(1) 第1回審議会の議事録案について		
		(2) 審議項目について		
		(3)第2次甲賀市小中学校再編計画(たたき台)		
** 0 🖂	ATRICE	について		
第3回	令和 6 年	(1) 第 0 日東洋人の洋東紀第 0 0 7		
	10月1日	(1)第2回審議会の議事録案について		
		(2)第2次甲賀市小中学校再編計画(たたき台)		
		について ・再編計画の位置づけについて		
		・ 学校再編の実現に向けて配慮すべき事項		
		・ 子仅円柵の天境に向りて乱磨すべる事項 について		
第4回	令和6年	議題		
	11月5日	(1)第3回審議会の議事録案について		
	, , , , , ,	(2) 第2次甲賀市小中学校再編計画(たたき台)		
		について		
第5回	令和6年	議題		
	12月3日	(1)第4回審議会の議事録案について		
		(2) 第2次甲賀市小中学校再編計画に関する答申		
		書(案)について		

諮問書

甲 教 総 第 3 4 1 号 令和 6 年(2024年)7月29日

甲賀市学校再編審議会 会長 西川 信廣 様

甲賀市教育委員会

諮問書

下記の事項について、甲賀市学校再編審議会に諮問いたします。

記

1. 諮問事項

第2次甲賀市小中学校再編計画について

2. 諮問趣旨

本市では、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする、甲賀市幼保・小中学校再編計画を策定し再編を進めてきました。各地域の学校再編検討協議会においても議論をいただき、再編について了承いただいた地域もありましたが、結果として学校の再編は小学校2校だけに留まり、小中学校の再編は計画通りに進んでいない状況です。

また、少子化に伴う学校の小規模化や学びの多様化など、子どもたちを取り巻く 教育環境が大きく変化していくことは大きな課題であり、課題解決には学校再編が 避けては通れない状況であります。

そこで、市の教育方針や教育目標に沿った、子どもたちにとってより良い教育環境を将来にわたり安定的に提供するため、現行の甲賀市幼保・小中学校再編計画の後継となる、第2次甲賀市小中学校再編計画を策定し、学校再編を推進する必要があることから、下記の点について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1. 第2次甲賀市小中学校再編計画について
- 2. 再編計画の進め方について
- 3. 学校再編の実現に向けて考慮すべき事項について

以上

甲賀市学校再編審議会 委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属等	選出区分
会長	西川 信廣	京都産業大学 現代社会学部現代社会学科 教授	学識経験を 有する者
副会長	大林 源弥	元教員	教育関係者
	中村 雅昭	PTA連絡協議会甲賀支部長 油日小学校PTA会長	市民
	井口 寛	PTA連絡協議会甲南支部長 甲南第三小学校PTA会長	市民
	西川 有樹	信楽こども園保護者会副会長	市民
	藤河 正明	元教員	教育関係者
	福永 佐栄子	元教員	教育関係者
	藤岡 美登江	山内小学校再編時保護者	その他教育委員会 が適当と認める者
	澤田 賢人	鮎河小学校再編時在校児童	その他教育委員会 が適当と認める者
	八木 正隆	元小中学校教育のあり方審議会委員	その他教育委員会 が適当と認める者